

第

11

号

READAS  
リーダーズクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダーズクラブFAXニュース

(1994年) 平成6年 1月20日 木曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel 06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax 06-946-8727

## ◊ 役員の賞与辞退は慎重に

雇用調整や賞与、給与のカットなどを余儀なくされるなかで、役員賞与の辞退や返上が行われるケースも増加しているが、手続きを誤ると余分な税負担に発展することもあるだけに、実務家のあいだでは「慎重に対処する必要がある」とする指摘が行われている。

役員賞与の支給額がすでに確定した段階で辞退や返上等が行われた場合には、その辞退等は法人に対する未払賞与の免除益とみなすのが法人税の原則である。

ただし、通達では、その辞退等が経営不振等によるものである場合には、一定の条件の下に、あえて益金計上しなくとも差支えないものとしている。

即ち、賞与の返上等が取締役会等の決議に基づくものであり、返上される額が役員それぞれに支給額に応じて合理的に決定されることがその要件である。

このため、未払いとなっている役員賞与を返上しようとするような場合には、その旨と返上額の基準を取締役会で決議し、議事録として残しておくことが不可欠となる。

オーナー社長が役員賞与の返上をツルの一声で決定してしまったようなケースではこうした手続きが失念されることがしばしばあるとされており十分に注意する必要があるというわけだ。

また、未払のまま1年以上が経過すると源泉所得税の納付の問題も生じてくるため早目の対応が必要になる。

## ◊ 法人税法上の寄付

東京国税局は金融機関が担保割れした不良債権を額面価格（簿価）で関連会社などに買却する「不良債権飛ばし」について税務上の通常取引とは認めず追徴課税する方針を銀行や証券会社に通告しました。

金融機関が不良債権処理を狙って設立した「共同債権買取機構」は担保の土地を評価して時価で買い取っており、同局は他の個別取引も時価でしよう事前指導してきました。

時価より高い簿価で売却した場合には税務調査を通じ、時価と簿価の差額を法人税法上の寄付とみなし、課税する方針です。

大阪国税局なども同様の基準で処理することにしています。

見かけ上の不良債権を小さくしようとする金融機関の姿勢は、税務面から今後見直しを迫られることは確実です。

法人税法上は資産の譲渡は時価で取引したとして所得を計算するため、国税当局はあまりに時価より低いと「低額譲渡」とし、高いと「高額譲渡」として、その差額を「寄付金」に認定しています。

寄付金に認定された部分については税務申告を否認し、追徴課税することがあります。

この場合、寄付を受けたと認定された側は法人税の課税対象となる益金が増える可能性が高くなります。